令和３年度

特別支援学級及び通級指導教室

教育課程編成の手引

（小学校・中学校用）

長崎県教育委員会

目　次

Ⅰ　障害のある児童生徒と特別支援教育

1　障害のある児童生徒の学びの場 ……1

2　通常の学級の教育課程と特別の教育課程について ……2
（１）通常の学級の教育課程
（２）特別の教育課程

3　「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」について ……3

4　「自立活動」の個別の指導計画の作成について ……4

Ⅱ　特別支援学級

1　特別支援学級の教育について ……5

2　特別支援学級の対象 ……6

3　特別支援学級の教育課程 ……7
（１）教育課程の編成の基本的な考え方
（２）教育課程の編成の手順と留意点
（３）教育課程の構造と例
（４）特別支援学級における教科書の取扱い

4　交流及び共同学習の推進 ……２１

5　特別支援学級における評価 ……２２
（１）教育課程の評価と改善
（２）指導要録
（３）通知表

Ⅲ　通級指導教室

1　通級による指導 ……２３

2　通級による指導の対象 ……２４

3　通級による指導の教育課程 ……２５
（１）教育課程の編成
（２）教育課程の編成の基本的な考え方
（３）指導の留意点
（４）指導要録の取扱いについて

・引用及び参考文献 ……２９
・資料「公立小学校、中学校、義務教育学校における通級による指導実施要項……３０

Ⅰ　障害のある児童生徒と特別支援教育

1　障害のある児童生徒の学びの場

障害のある児童生徒には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面や行動面において困難さを示す発達障害の可能性がある児童生徒がいる。

児童生徒が自分の力を最大限に発揮し、可能な限り積極的に社会へ参加して自立していくためには、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な時期に適切な学びの場において十分な教育を受けることが大切である。【図１】

○長崎県の学びの場

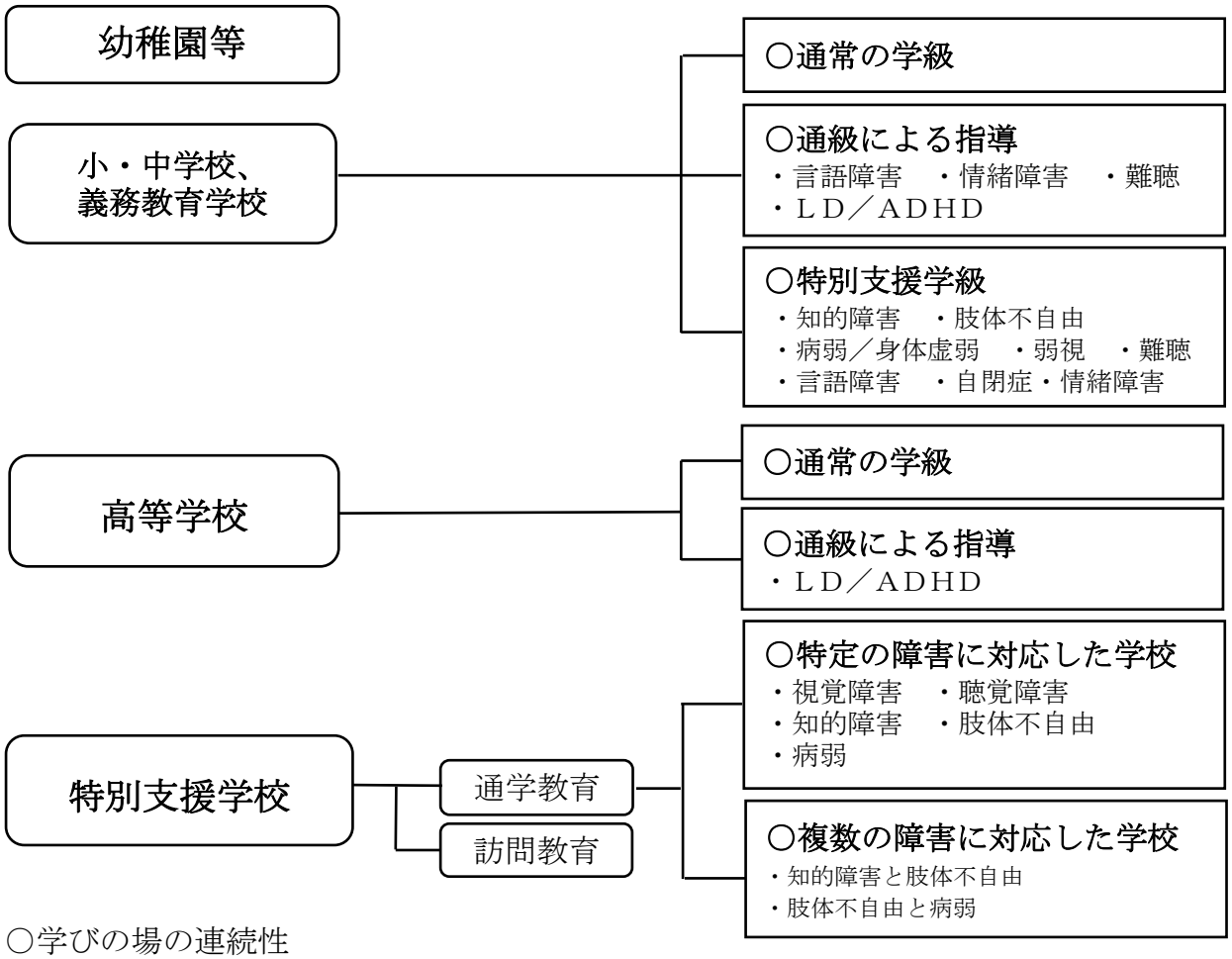

○学びの場の連続性

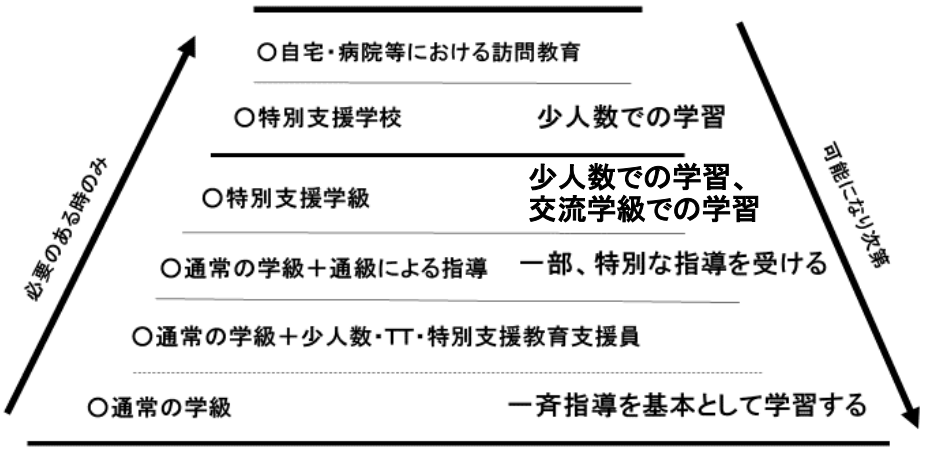

【図１】長崎県の学びの場と学びの場の連続性

2　通常の学校における教育課程と特別の教育課程について

（1）通常の学級の教育課程

各学校では、教育の特色やこれまでの実践・研究の蓄積を生かして創意工夫を重ね、児童生徒、地域の現状及び課題を捉えて、家庭や地域社会と協力しながら教育活動の充実を図っている。

通常の学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領を踏まえ、各地区で採択した教科用図書等をもとに編成する。【図２】

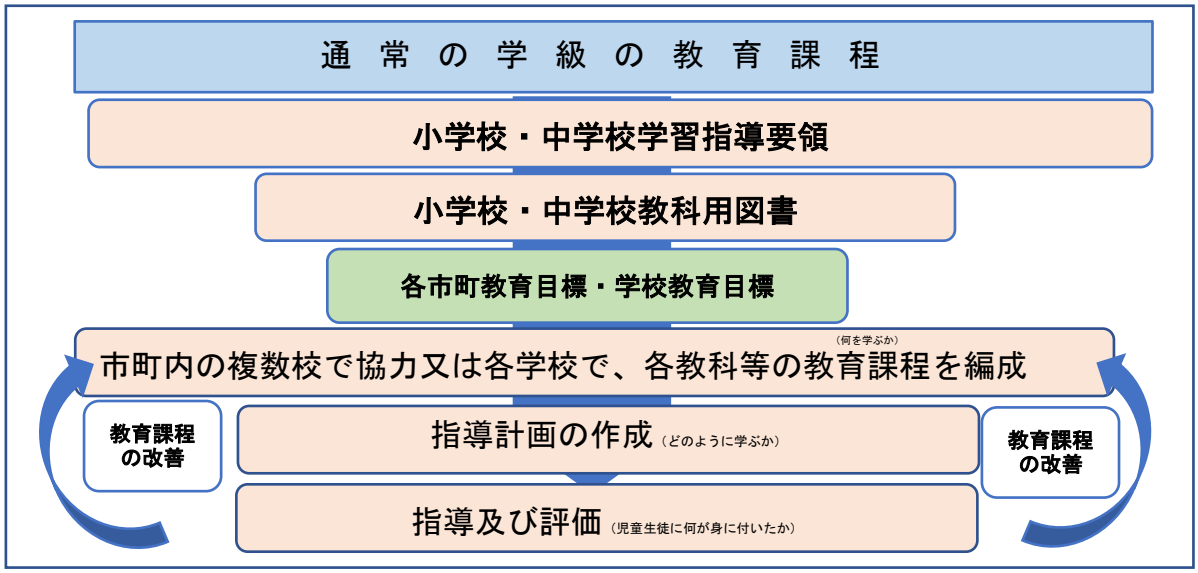

【図２】通常の学級の教育課程編成等の流れ

（2）特別の教育課程

特別支援学級担任や通級指導教室担当者は、学校教育目標を踏まえ、児童生徒の実態等を考慮の上、小・中学校学習指導要領の第１章総則第４の２の（１）のイを適用し、各教科の目標や内容を下学年の各教科の目標や内容に替えたり、知的障害のある児童生徒には、各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりしながら特別の教育課程を編成することができる。具体的な教育課程の編成の詳細については「Ⅱ　特別支援学級」に示す。【図３】

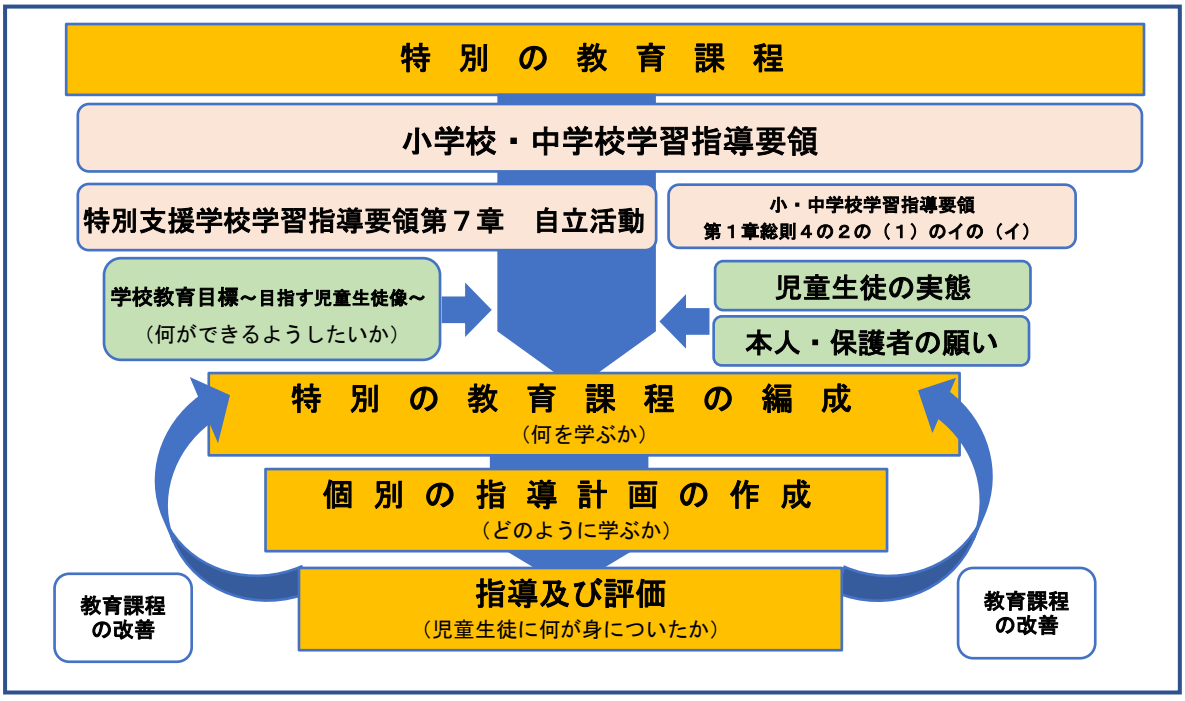

【図３】特別の教育課程の編成等の流れ

3　「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」について

「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児時期から学校卒業後までを一貫して的確な教育的支援を行うために作成するものである。

「個別の指導計画」は、児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示したものである。「個別の指導計画」を活用し、教職員の共通理解のもと、きめ細かな指導を行うことが大切である。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成について、小・中学校の学習指導要領には、「障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」と記載されている。

さらに、平成３０年８月２７日に公布され、同日施行された学校教育法施行規則第１３４条の２、第１３９条の２又は、第１４１条の２により、特別支援学級及び通級による指導を受ける児童生徒に対して個別の教育支援計画の作成が義務づけられることになった。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」により、個別の教育支援計画の保存及び管理は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、５年間保存されることが望ましいと示された。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、幼児期から学齢期の切れ目ない支援体制を構築する上で、重要なツールとなる。それぞれの学校種の中での引き継ぎはもちろんのこと、進学先の学校に確実に引き継いでいくことで、幼児児童生徒への支援の充実につながっていく。【図４】

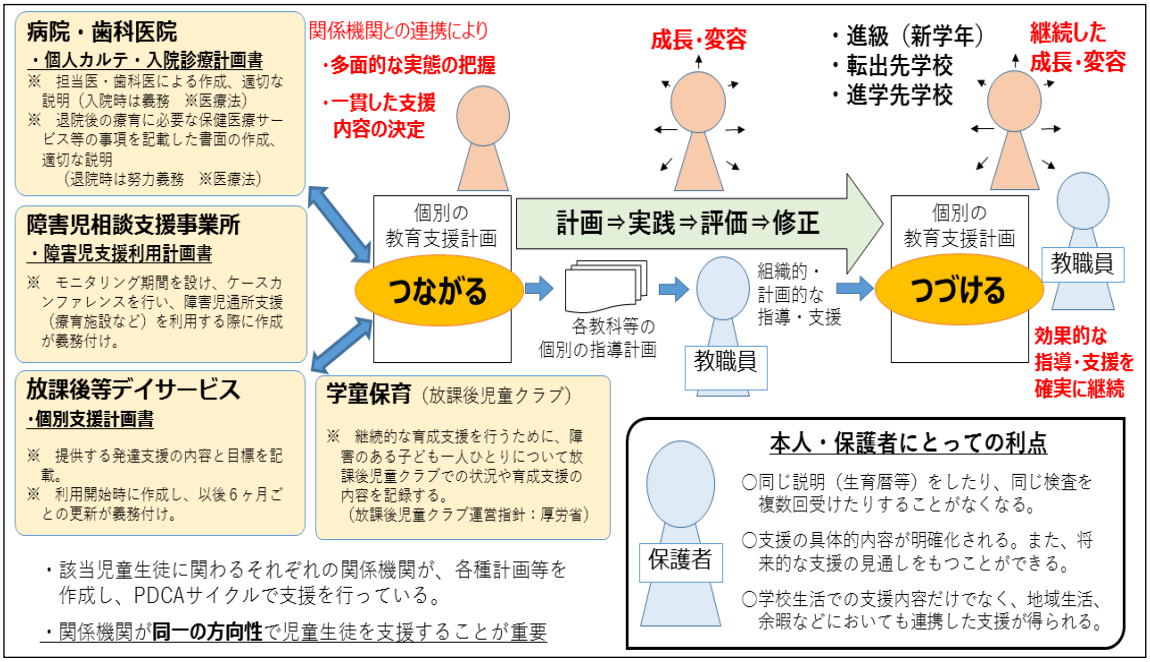

【図４】切れ目ない支援体制づくりと「個別の教育支援計画」

４　「自立活動」の個別の指導計画の作成について

障害のある児童生徒は、その障害によって日常生活や学習において様々なつまずきや困難さが生じることから、小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階を考慮して教育するだけでは、十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服するための指導が必要になる。この指導が自立活動である。

個々の児童生徒の実態把握を踏まえ、課題の整理によって導き出された「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

自立活動における個別の指導計画の作成は、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、自立活動の６区分２７項目から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものである。大まかな作成の手順を以下に示す。詳しくは、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編　第３章及び第７章を参照する。

１【実態把握】

①障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

②－１

収集した情報①を自立活動の区分に即して整理する段階

②－２

収集した情報①を学習上又は生活上の困難、これまでの学習状況から整理する段階

②－３

収集した情報①を○○年後の姿の観点から整理する段階

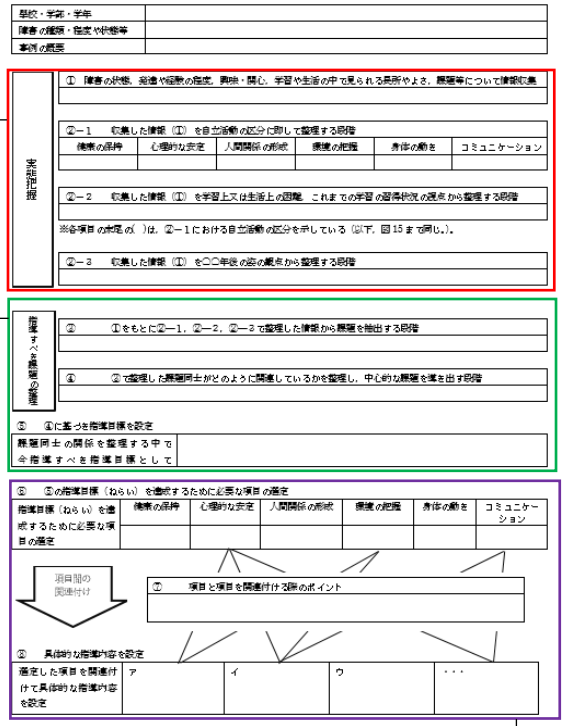

２【指導すべき課題の整理】

③　①をもとに②－１、②－２、②－３で整理した情報から課題を抽出する段階

④　③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

３【課題同士の関係を整理する中で、今指導すべき目標を設定】

⑤　④に基づき指導目標を設定

４【指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目の選定】

⑥　⑤の指導目標（ねらい）を達成するために必要な項目を選定

５【項目間の関連付け】

⑦関連付けるポイントを示す

６【選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定】

⑧具体的な指導内容を設定する

Ⅱ　特別支援学級

1　特別支援学級の教育について

特別支援学級は、学校教育法第 81 条第２項に基づき、障害があるため、通常の学級では適切な教育を受けることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級である。

小・中学校及び義務教育学校に設置され、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25 文科省初 756 号平成 25 年 10 月４日付け）に示す程度の障害のある児童生徒を対象としており、少人数で編制された学級で、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程を編成し、適切な教育を行っている。

特別支援学級は、特別に編制された学級であるが、あくまでも小・中学校及び義務教育学校の中に設置された学級である。したがって、特別支援学級の教育課程に関する法令上の規定は、小・中学校及び義務教育学校の教育課程に関するものが適用され、学校教育法に定める小・中学校及び義務教育学校の目的・目標を達成するものでなければならない。

しかし、特別支援学級は、本来、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程を適用することは適切ではない。特に知的障害特別支援学級の場合には、知的発達に遅れがあるという児童生徒の特性に応じた教育課程が必要である。そのため、特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則第 138 条では、第 50 条第１項以下の各条項の、小・中学校及び義務教育学校の教育課程に関する規定で定めている各教科それぞれの授業時数及び各学年の総授業時数、教育課程編成の基準等にかかわらず、学級の実態に応じて特別の教育課程を編成することが認められている。

＜特別支援学級に関する法令上の規定＞

【学校教育法第 81 条】

第２項

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに当該する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一　知的障害者　二　肢体不自由者　三　身体虚弱者　四　弱視者　五　難聴者

六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

第３項

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教師を派遣して、教育を行うことができる。

【学校教育法施行規則第 137 条】

特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第８１条第２項各号に掲げる区分に従って置くものとする。

【「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）】（平成 21 年２月３日）

1.情緒障害特別支援学級における障害種の明確化

291 号通知において、特別支援学級の対象としている「キ　情緒障害者」を、「キ　自閉症・情緒障害者」と改める

＜特別の教育課程に関する法令上の規定＞

【学校教育法施行規則第 138 条】
小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第 50 条第１項、第 51 条、第 52 条、第 52 条の３、第 72 条、第 73 条、第 74 条、第 74 条の３、第 76 条、第 79 条の５及び第 107 条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

２　特別支援学級の対象

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25 文科初第 756 号 平成 25 年 10 月４日付け）により、以下のように示されている。

学校教育法第８１条第２項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

①　障害の種類及び程度

ア　知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ　肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ　病弱者及び身体虚弱者

一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ　弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ　難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ　言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ　自閉症・情緒障害者

一　自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

特別支援学級の対象とすることが適当だとする判断は、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、その保護者、教育学、医学、心理学等の観点から専門家の意見を聞いた上で総合的かつ慎重に行うことが大切である。

また、入級後も校内委員会等で児童生徒の適応状況等を継続的に把握し、児童生徒の障害の状態に応じて教育の内容や方法を見直したり、より適切な教育の場や卒業後の進路等を検討したりする機会を持たなければならない。

３　特別支援学級の教育課程

（１）教育課程編成の基本的な考え方

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方については、小・中学校学習指導要領総則（第１章総則第４の２の（１）のイ）に次のように示されている。

> 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
>
> （ア）　障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること。
>
> （イ）　児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

（ア）では、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れることを規定している。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の６つの区分の下に２７項目を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な実態把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最も上がるように考えるべきものである。（Ｐ４参照）

（イ）では、学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第１章の第８節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第１２６条の２を参考にし、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定している。

これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第１章総則第１の１の目標を達成するために、第２章以下に示す各教科、特別の教科道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間、特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

その上で、その規定を選択した理由を明確にするとともに保護者等に対する説明責任を果たしながら教育課程の編成をすることが重要である。ここでは、小学校に在籍する児童の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例を示すこととする。なお、手続きの例のｂによる代替は、知的障害のある児童生徒への対応であることに留意する。

（各教科の目標設定に至る手続きの例）

a　小学校学習指導要領の第２章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。

・　当該学年の各教科の目標及び内容について

・　当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について

b　ａの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第２章第２款第１に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。

c　児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育の内容を十分見極める。

d　各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

なお、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に記載されている配慮事項（第２章第１節第１款～４款）は、児童生徒の実態に応じて積極的に取り入れることが大切である。

（２）教育課程の編成の手順と留意点

特別支援学級の教育を行う上で、最も大切なのは児童生徒の実態把握である。児童生徒一人一人の実態が十分に把握されていなければ、適切な教育課程の編成や指導を行うことはできない。特別支援学級の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を的確に把握した上で、学校の教育目標を達成するために最も適切な教育課程を編成し、効果的な指導形態を考えることが大切である。

①教育課程編成のための実態把握

・学級の児童生徒一人一人の障害の状態や特性等を十分に把握する。
※学習面の把握だけでなく、身辺処理、生活の様子、コミュニケーション能力や対人関係、興味・関心、運動能力等幅広い観点で実態を把握する。

・必要に応じて、保護者の同意を得て標準化された各種検査等を行い、客観的な実態把握を行う。

・それぞれの学級や児童生徒が直面している教育課題を明確にする。

・保護者、校医、養護教諭、交流学級担任等から幅広く情報を集め、担任だけの主観による実態把握にならないように留意する。

・個人情報保護の観点から、収集した情報等は取扱いに十分注意する。

②学級の教育目標の設定

・学校の教育目標に沿って、学級の教育目標を設定する。
※実態に即した目標設定はもちろんのこと、生活年齢も考慮した目標にする。
※児童生徒に分かりやすい、具体的な目標にする。

・学級の教育目標を踏まえて児童生徒一人一人の個別目標を設定する。
※児童生徒の将来の姿を見通して、長期的な目標や短期的な目標を設定する。【図５】

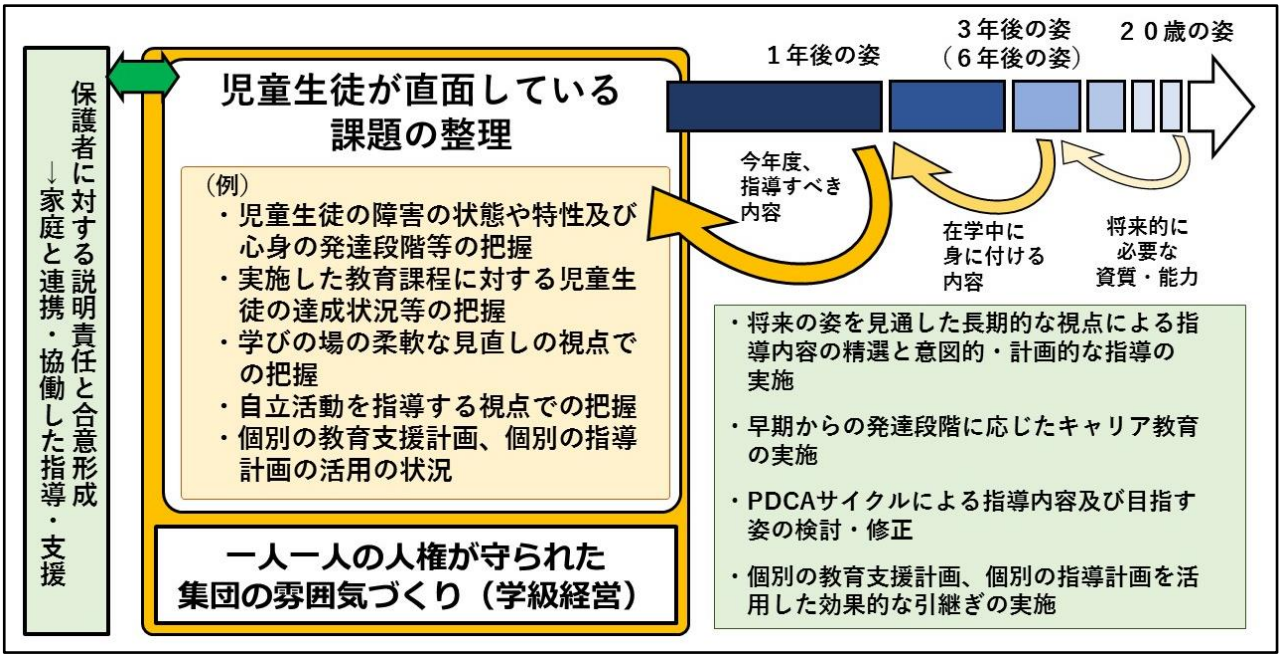

【図５】長期的視点に立った教育目標の設定

③教育の内容の組織

・学校や学級の教育目標や個々の児童生徒の目標に即して教育の内容を選択・組織する。

※原則として小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に基づいて選択・組織する。児童生徒の実態に応じて下学年の内容を選択したり、知的障害のある児童生徒については、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容を取り入れたりする。

・各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、自立活動について、それぞれの指導時数を明らかにする。

④指導計画の作成

・児童生徒一人一人に即して、各教科等の指導内容を明らかにする。

・教科別で指導を行うか、各教科等を合わせた指導を行う課など、指導形態を検討する。

※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容を取り入れた児童生徒（注）で、各教科等を合わせた指導を適用する場合は、合わせた教科等の相互の関連や系統性を明らかにする必要がある。

・各教科等の指導時間を踏まえて、年間の単元計画等を作成する。

・学期ごと、月ごと、週ごとの指導計画を作成する。

⑤指導計画の見直し・修正

・学期ごと、月ごと、週ごとの指導計画については、児童生徒が学習したことを十分理解し、生活の中で生かすことができるように計画し、児童生徒の学習の進捗状況によっては適宜、修正をする。

（注）　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の考え方や内容、知的障害の特性等については、特別支援学校学習指導要領解説各教科編に詳しく解説されているので、参考にすること。また、近隣の特別支援学校（知的障害）で作成された教育課程、具体的な指導法や教材・教具等などの資料を提供してもらうこともできる。

（3）教育課程の構造と例

●小学校で知的障害のない児童の教育課程

当該学年の小学校学習指導要領に示された教育の内容に、**「自立活動」**を加えて教育課程を編成する。

区分	１・２年	３・４年	５・６年
各教科	国語	国語	国語
		社会	社会
	算数	算数	算数
		理科	理科
	生活		
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
			家庭
			外国語
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
外国語活動		外国語活動	
総合的な 学習の時間		総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動

【留意事項】

・「自立活動」の時間に充てる授業時数は、児童の障害の状態や指導内容に応じて必要な時間を定めるものとする。

・年間の総授業時数は、通常の学級と同じであるが、各教科の授業時数は、自立活動の授業時間数や各教科の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時間数を適切に定めるものとする。

・総合的な学習の時間は、児童の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定めるようにする。

・自立活動の指導は、特設された「自立活動」だけでなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。

・各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該学年より前の各学年の各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。

・５、６年生の外国語は、３、４年生の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。ただし、全部を替えることはできない。

●小学校で知的障害のある児童の教育課程

知的障害のある児童の教育課程として、当該学年より下学年の教科の内容と特別支援学校（知的障害）の教科を取り入れ、「自立活動」を加えたパターンのイメージを示す。

◇パターン（小学校２年生）のイメージ

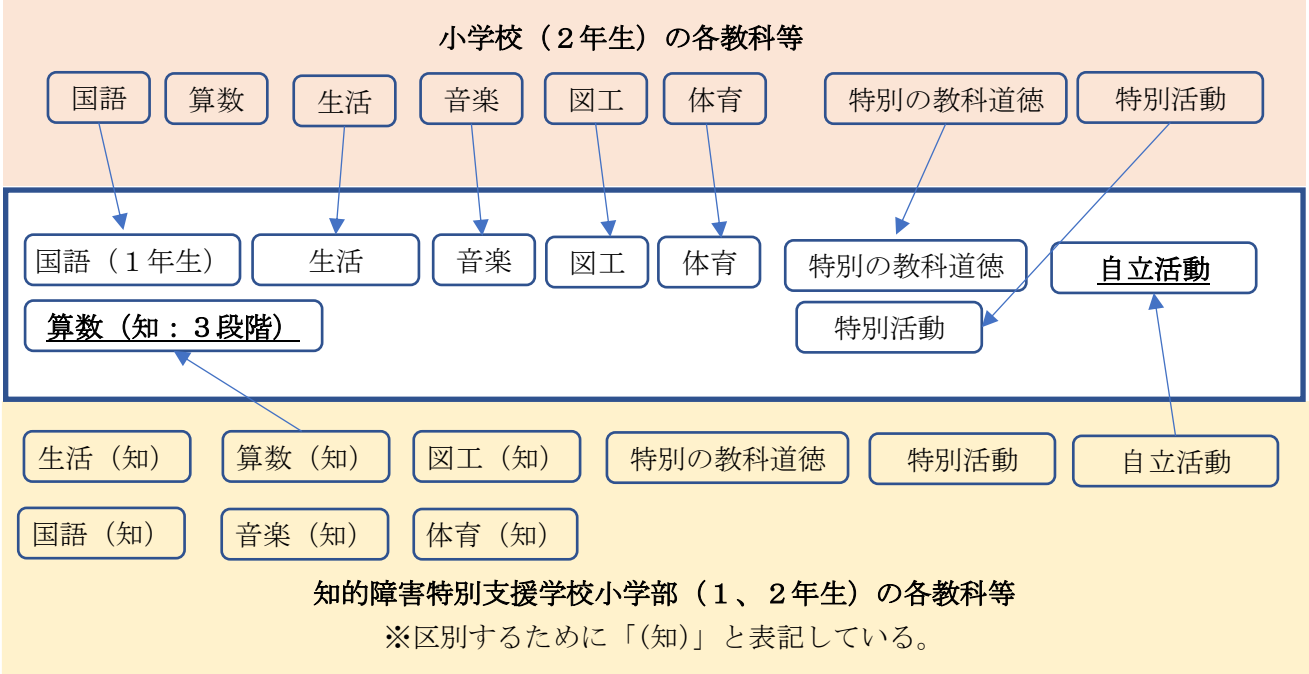

※区別するために「(知)」と表記している。

【留意事項】

- 「自立活動」の時間に充てる授業時数は、児童の障害の状態や指導内容に応じて必要な時間を定めるものとする。
- 年間の総授業時数は、通常の学級と同じであるが、各教科の授業時数は、自立活動の授業時間数や各教科の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時間数を適切に定めるものとする。
- 総合的な学習の時間は、児童の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定めるようにする。
- 特別の教科道徳は、児童の実態に応じて内容項目を重点化したり、下学年の内容項目を選択したりして指導する。
- 特別の教科道徳は、特設された「道徳」で指導を行うが、児童の実態によっては「道徳」を特設せずに生活単元学習などの各教科等を合わせた指導において指導することも考えられる。
- 自立活動の指導は、特設された「自立活動」だけでなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。
- ５、６年生の外国語の内容に、特別支援学校（知的障害）の外国語活動の学習内容の一部を取り入れることができる。
- 指導形態の工夫として、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導）を取り入れる場合は、合わせた教科の内容の関連や系統性を明確にしておく必要がある。

●小学校特別支援学級における週時程の例

【自閉症・情緒障害特別支援学級の例】

	月	火	水	木	金
1	**自立活動**	国語	国語	国語	国語
2	算数	算数	音楽	算数	算数
3	社会	体育	社会	外国語	家庭／図工
4	総合的な学習の時間	道徳	体育	総合的な学習の時間	家庭／図工
5	外国語	学級活動	理科	理科	社会
6	理科	家庭／図工		体育／音楽	**自立活動**

○対象児童

・第６学年、自閉症の児童（**知的障害はない。**）

・学習や生活の流れに対する見通しがあると、落ち着いて学習や生活ができることが多い。

○週時程作成時のポイント

・１週間の見通しを持たせたり、振り返りをさせたりするために、週の最初と最後に自立活動の時間を設定する。

・各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標及び内容は、当該学年の目標及び内容を適用する。

・国語と算数の内容を精選し、それぞれ年間１４０時間で指導をする。

【肢体不自由特別支援学級の例】

	月	火	水	木	金
1	**自立活動**	国語	**自立活動**	国語	**自立活動**
2	算数	算数	国語	算数	算数
3	社会	体育／音楽	社会	外国語	家庭／図工
4	総合的な学習の時間	道徳	体育／音楽	総合的な学習の時間	家庭／図工
5	外国語	学級活動	理科	理科	社会
6	理科	家庭／図工		体育／音楽	国語

○対象児童

・第５学年、脳性まひの児童。（**知的障害はないが**、学習の遅れがある。）

・歩行器を使って、移動できる。

○週時程作成時のポイント

・不適切な筋の緊張を緩め、その後の学習効果を高めるため、月、水、金曜日の１時間目に自立活動の時間を設定する。

・国語、算数以外の教科等は当該学年の目標及び内容にする。

・児童の実態に応じて、国語、算数は下学年の目標及び内容に替える。

・児童の実態に応じて、体育の目標及び内容の一部を扱わない。

【知的障害特別支援学級の例①】

	月	火	水	木	金
1	国語 （知）	理科 （下学年）	国語 （知）	**自立活動**	国語 （知）
2	外国語	社会 （下学年）	理科 （下学年）	家庭 （当該学年交流）	社会 （下学年）
3	外国語	算数 （知）	社会 （下学年）	家庭 （当該学年交流）	道徳 （下学年）
4	総合的な学習 の時間	理科 （下学年）	**自立活動**	算数 （知）	算数 （知）
5	算数 （知）	図画工作 （当該学年交流）	体育 （当該学年交流）	国語 （知）	総合的な学習 の時間
6		図画工作／体育 （当該学年交流）	音楽 （当該学年交流）	社会 （下学年）	体育 （当該学年交流）

○対象児童

・第６学年の知的障害のある児童
・ボタン止めや紐結びなど、身辺自立の一部ができていない。
・発音が不明瞭である。
・運動を好まず、肥満である。

○週時程作成時のポイント

・自ら他者との関わりを持とうとするための指導や、運動への意欲を高める指導を行うために週２時間の自立活動の時間を設定する。
・自立活動の次の時間に、交流及び共同学習を設定し、自立活動の学習の効果を高める。
・国語、算数は、特別支援学校（知的障害）小学部（３段階）の国語、算数に替える。
・外国語は、特別支援学校（知的障害）の外国語活動の目標や内容を取り入れる。
・社会、理科、特別の教科道徳は下学年の目標や内容に替える。
・音楽、図画工作、家庭、体育については自己の表現力や人と関わろうとする意欲を高めるために、児童同士のやりとりの機会が多い交流学級での交流及び共同学習を行う。ただし、目標及び内容については、本児の実態に合わせたものを設定する。

※教科別での学習が可能なため、教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導）は取り入れない。

【知的障害特別支援学級の例②】

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導[生活、国語]				
2	自立活動				
3	国語 （知）	算数 （知）	国語 （知）	生活 （知）	外国語活動 （知）
4	音楽 （当該学年交流）	体育 （当該学年交流）	総合的な学習の時間	体育 （当該学年交流）	算数 （知）
5	算数 （知）	図画工作 （当該学年交流）	算数 （知）	国語 （知）	生活 （知）
6	生活単元学習 ［生活、算数、道徳］	図画工作／体育 （当該学年交流）		生活単元学習 ［生活、図画工作、道徳］	生活単元学習 ［生活、道徳］

○対象児童

・第４学年の比較的重い知的障害の児童
・身辺自立が十分できていない。
・気分によって、学習への取り組み方の差が大きい。

○週時程作成時のポイント

・目と手の協応動作や巧緻性を高める指導、自分の身体を基点とした位置、方向、遠近の概念を高める指導などを行うため、週５時間の自立活動を設定する。
・日常生活の指導及び自立活動の時間を帯状に設定し、毎日、同じリズムで生活できるようにする。
・各教科の目標及び内容を特別支援学校（知的障害）小学部（１段階）の各教科の目標及び内容に替える。
・音楽、図画工作、体育については質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解させるため、児童同士のやりとりの機会が多い交流学級での交流及び共同学習を行う。ただし、目標及び内容については、本児の実態に合わせたものを設定する。
・国語や算数で学習したことを生活上の課題に沿って指導を進め、定着させるため、各教科等を合わせた指導である生活単元学習の形態で指導をする。
・道徳は指導内容を重点化し、各教科等を合わせた指導である生活単元学習において指導をする。
・生活や国語で学んだことを実際の生活上の課題に沿って指導を進め、定着させるために各教科等を合わせた指導である日常生活の指導で指導をする。
・外国語活動は、特別支援学校（知的障害）の外国語活動の目標や内容に替えて指導をする。

●中学校で知的障害のない生徒の教育課程

当該学年の中学校の学習指導要領に示された内容に、「自立活動」を加えて教育課程を編成する。

区分	１～３年
各教科	国　語
	社　会
	数　学
	理　科
	音　楽
	美　術
	保健体育
	技術・家庭
	外　国　語
特別の教科　道徳	特別の教科　道徳
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

【留意事項】

・「自立活動」に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や指導内容に応じて必要な時数を定めるものとする。
・年間の総授業時数は、通常の学級と同じであるが、各教科の授業時数は、自立活動の授業時数や各教科の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時間数を適切に定めるものとする。
・総合的な学習の時間は、生徒の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定めるようにする。
・自立活動の指導は、特設された「自立活動」だけでなく、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。
・各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該学年に相当する下学年（小学校を含む）の各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。
・外国語科については、小学校３、４年生の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。ただし、全部を替えることはできない。

●中学校で知的障害のある生徒の教育課程

知的障害のある生徒の教育課程として、当該学年より下学年（小学校も含む）の教科の内容や特別支援学校（知的障害）の教科を取り入れ、かつ自立活動を加え、さらに、指導形態として各教科等を合わせた指導を取り入れたパターンのイメージを示す。

◇パターン（中学校３年生）のイメージ

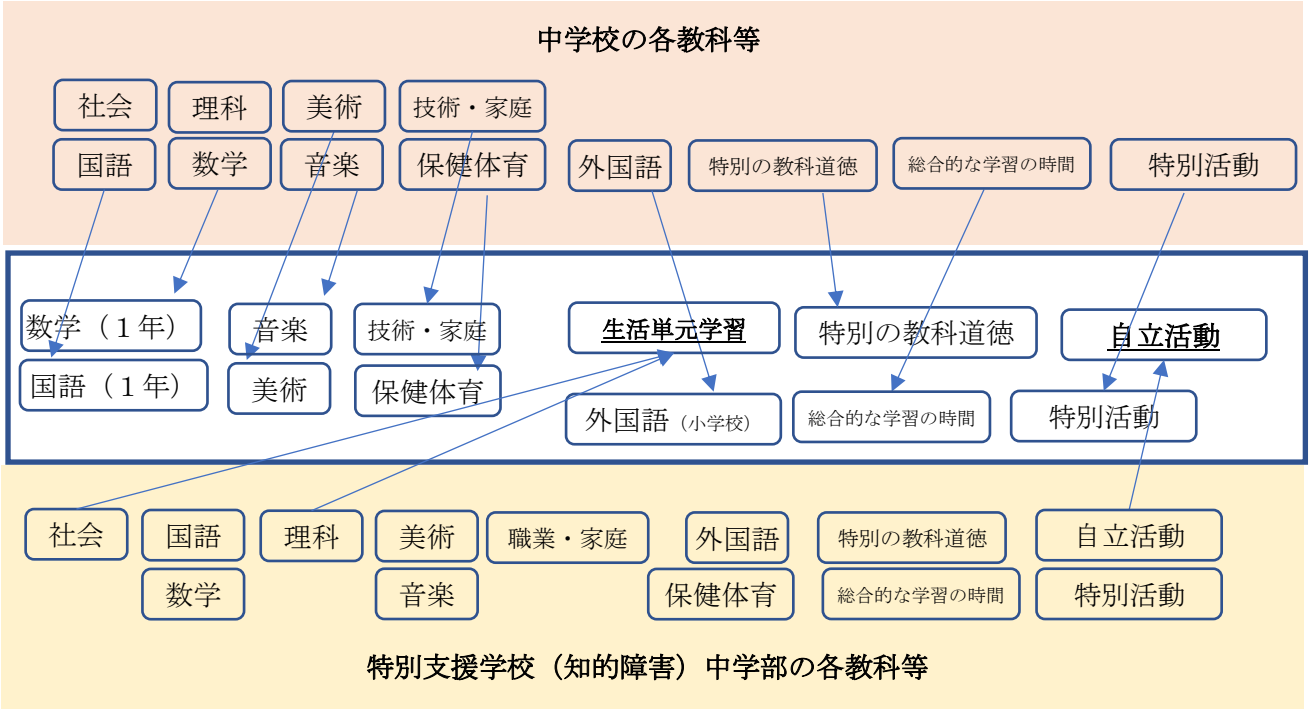

【留意事項】

・「自立活動」の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や指導内容に応じて必要な時数を定めるものとする。
・年間の総授業時数は、通常の学級と同じであるが、各教科の授業時数は、自立活動の授業時数や各教科の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時間数を適切に定めるものとする。
・総合的な学習の時間は、生徒の実態に応じて実施しなければならない。ただし、授業時数は適切に定めるようにする。
・特別の教科道徳は、生徒の実態に応じて内容項目を重点化したり、下学年（小学校を含む）の内容項目を選択したりして指導する。
・特別の教科道徳は、特設された「道徳」で指導を行うが、生徒の実態によっては「道徳」を特設せずに生活単元学習などの各教科等を合わせた指導において指導することも考えられる。
・自立活動の指導は、特設された「自立活動」だけでなく、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。
・各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する下学年（小学校を含む）の各教科及び特別の教科道徳の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。
・各教科を、知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えることができる。
・指導形態の工夫として、各教科等を合わせた指導（生活単元学習、日常生活の指導、作業学習等）を取り入れる場合は、合わせた教科の内容の関連や系統性を明確にしておく必要がある。

●中学校特別支援学級における週時程の例

【自閉症・情緒障害特別支援学級の週時程の例】

	月	火	水	木	金
1	総合的な学習の時間 ／美術	国語	外国語	国語	学級活動
2	国語	数学	数学	数学	国語
3	道徳	外国語	保健体育	理科	外国語
4	美術	理科	理科	技術・家庭	総合的な学習の時間 ／音楽
5	社会	保健体育	社会	技術・家庭	社会
6		**自立活動**	音楽	**自立活動**	保健体育

○対象生徒

・第１学年、自閉症の生徒（**知的障害はない**）。
・予定が変わると不安になり、パニック状態になることがある

○週時程作成時のポイント

・週の途中で生活を振り返り、次に生かしたり、予定を把握して見通しを持たせたりするために、火、木曜日の６時間目に自立活動の時間を設定する。
・生徒の実態に応じて、数学と国語を下学年（小学校）の目標及び内容に替える。

【肢体不自由特別支援学級の週時程の例】

	月	火	水	木	金
1	**自立活動**	国語	**自立活動**	国語	**自立活動**
2	国語	数学	数学	数学	国語
3	美術	外国語	外国語	外国語	外国語
4	社会	社会	社会	道徳	学級活動
5	理科	理科	理科	技術・家庭	総合的な学習の時間 ／音楽
6		保健体育	音楽		総合的な学習の時間 ／美術

○対象生徒

・第２学年、脳性まひの生徒（**知的障害はない**）。
・車いすを利用している。
・発音が不明瞭である。

○週時程作成時のポイント

・不適切な筋の緊張を緩め、その後の学習効果を高めるため、月、水、金曜日の１時間目に自立活動の時間を設定する。
・生徒の実態に応じて、国語と数学を下学年の目標及び内容に替える。
・生徒の実態に応じて、保健体育の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない。

【知的障害特別支援学級の例①】

	月	火	水	木	金
1	数学 （知）	国語 （知）	数学 （知）	国語 （知）	国語 （知）
2	国語 （知）	数学 （知）	総合的な学習の時間	数学 （知）	外国語 （知）
3	美術 （当該学年交流）	外国語 （知）	保健体育 （当該学年交流）	外国語 （知）	**自立活動**
4	**自立活動**	社会 （知）	社会 （知）	道徳 （下学年）	学級活動
5	理科 （知）	理科 （知）	理科 （知）	技術・家庭 （当該学年交流）	保健体育 （当該学年交流）
6		保健体育 （当該学年交流）	総合／音楽／美術		総合的な学習の時間

○対象生徒

・第１学年、知的障害がある生徒
・箸の使い方やボタン止め等、身辺自立の一部ができていない。
・自己肯定感が低く、自暴自棄な発言がある。
・音楽が好きである。

○週時程作成時のポイント

・本人が得意な活動や好きな活動で、成就感を味わわせ自己肯定感を高めたり、目と手の協応動作を高めたりする指導のために週２時間の自立活動の時間を設定する。
・国語、社会、数学、理科、外国語については、特別支援学校（知的障害）中学部（２段階）の国語、社会、数学、理科、外国語の目標及び内容に替える。
・特別の教科道徳は小学校の目標及び内容に替える。
・音楽、美術、保健体育、技術・家庭については自己の表現や人と関わろうとする意欲を高めるために、生徒同士のやりとりの機会が多い交流学級での交流及び共同学習を行う。ただし、目標及び内容については、本生徒の実態に合わせたものを設定する。

※教科別での学習が可能なため、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習）は取り入れない。

【知的障害特別支援学級の例②】

<table>
<tr><th></th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="5"><u>日常生活の指導</u>[国語、職業・家庭]</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="5"><u>自立活動</u></td></tr>
<tr><td>3</td><td>国語
（知）</td><td>国語
（知）</td><td>保健体育
（当該学年交流）</td><td>数学
（知）</td><td>数学
（知）</td></tr>
<tr><td>4</td><td><u>特別活動</u></td><td>音楽
（当該学年交流）</td><td>職業・家庭
（知）</td><td>職業・家庭
（知）</td><td>国語
（知）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>美術
（当該学年交流）</td><td>理科
（知）</td><td>美術／音楽
（当該学年交流）</td><td rowspan="2"><u>作業学習</u>
[数学、職業・家庭]</td><td>保健体育
（当該学年交流）</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td><u>生活単元学習</u>
[社会・理科・道徳]</td><td>保健体育
（当該学年交流）</td><td><u>生活単元学習</u></td></tr>
</table>

○対象生徒

・第２学年、知的障害が比較的重い生徒。
・身辺自立が十分にできていない。
・日常生活や保健体育などでの動きがぎこちない。
・絵を描くことが好きである。

○週時程作成時のポイント

・自分の身体を基点とした位置や方向、遠近の概念を高める指導や自分の気持ちを表した絵カードやジェスチャーなどで要求を伝える手段を広げる指導を行うために週５時間の自立活動を設定する。
・日常生活の指導及び自立活動の時間を帯状に設定し、毎日、同じリズムで生活できるようにする。
・特別支援学校（知的障害）中学部（１段階）の国語、数学、職業・家庭の目標及び内容をとり入れる。
・道徳は指導内容を重点化し、各教科等を合わせた指導である生活単元学習において指導をする。
・音楽、美術、保健体育については質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解させるため、生徒同士のやりとりの多い交流学級での交流及び共同学習を行う。ただし、目標及び内容については、本生徒の実態に合ったものを設定する。
・社会や理科で学習したことを生活上の課題に沿って指導を進め、定着させるために各教科等を合わせた指導である生活単元学習において指導する。
・国語や職業・家庭で学んだことを実際の生活上の課題に沿って指導を進め、定着させるために各教科等を合わせた指導である日常生活の指導おいて指導する。
・数学や職業・家庭で学んだことを中心に、手順どおりに作業を進めたり、適切に報告や連絡をしたりするために、各教科等を合わせた指導である作業学習において指導する。

（４）特別支援学級における教科書の取扱い

学校教育法第３４条の規定により、小・中学校及び義務教育学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書または文部科学省著作教科書を使用しなければならないが、小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第９条及び学校教育法施行規則第１３９条の規定に基づき、児童生徒の実態にあった教科書を次の要領で採択し、使用することができる。

①文部科学省検定済教科書の中から当該学年のものを採択する。
②文部科学省検定済教科書の中から当該学年より下の学年のものを採択する。
※文部科学省検定済教科書を使用する場合は、採択地区内のものと同一のものを採択する。
③文部科学省検定済教科書の中に適当なものがない場合は、文部科学省著作教科書（☆注）の中から適切なものを採択する。
④①～③までの中で適当なものがない場合は、検定済教科書及び著作教科書以外の一般図書を、学校教育法附則第９条の規定による教科書として採択する。

※学校教育法附則第９条の規定により、下学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書を採択する場合も、当該学年の検定済教科書の採択と同様に、図書の選定や市町教育委員会への報告、需要数の報告などの適切な手続きを行う必要がある。

（☆注）：文部科学省が著作の名義を有する教科書で、視覚障害者用（点字版）、聴覚障害者用（言語指導、言語）、知的障害者用（☆の本）の教科書がある。

ただし、文部科学省著作教科書（特別支援学校（聴覚障害用）を除く）及び一般図書は、検定済教科書と同時に無償給与できないことに留意し、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する場合は、その必要性を十分に検討して判断することが重要である。

例えば、同学年の学級と教科学習において交流及び共同学習を行う機会が多い児童生徒が、同学年の友達と同じ教科書が無いことに不安を感じたり、現段階では当該学年の検定済教科書の使用は難しい児童生徒が、上学年になった際に下学年の検定済教科書の使用が必要になったりすることが考えられる。そのため、児童生徒の実態によっては、当分の間、当該学年の検定済教科書を採択し、一部の授業で必要となる文部科学省著作教科書や一般図書については、学校図書として購入して使用させている場合がある。各特別支援学級においては、在籍する児童生徒が必要に応じて柔軟に使用できるように、文部科学省著作教科書及び一般図書等を学級用の図書として計画的に購入し、適宜使用できるように準備しておくことが望まれる。

一方で、児童生徒の障害の状態等により、同学年の学級と教科学習において交流及び共同学習を行う機会が少なく、上学年になった際にも検定済教科書の使用の必要性が見込まれない場合等には、児童生徒の実態に応じて文部科学省著作教科書や一般図書を適切に採択する必要がある。なお、著作教科書や一般図書を実際に使用させる際には、通常の学級のように教科書に沿った一斉授業での使用は適当でないことが多いことに留意する必要がある。

また、一般図書を採択する場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択することが重要であり、次の事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮する（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、今年度中に、次年度に供給可能であるかどうか十分確認しておく）必要がある。

【一般図書採択時の留意事項】
・児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
・可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
・上学年で使用することとなる図書との系統性を考慮するとともに、採択する他教科の図書の関連性を考慮すること。
・教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
・価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
・予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

４　交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となり、共生社会の実現に向けて大きな意義を有している。

交流及び共同学習は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。この二つのバランスに留意して、推進していくことが必要である。

しかし、交流及び共同学習が単発での交流や障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合や、特別支援学級の児童生徒が通常の学級の児童生徒と同じ場にいるだけで効果的な学習となっていない場合がある。

こうならないためにも、各学校においては継続的な取組として、ＩＣＴを活用するなど年間を通じて計画的に交流及び共同学習を進めることや児童生徒に対して十分な事前学習・事後学習を実施することが重要である。さらに、校長のリーダーシップの下、全教職員が交流及び共同学習の目的や内容等を共有し、学校全体で組織的に推進していくことも重要になる。

また、交流及び共同学習を実施するときは、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの教育課程に交流及び共同学習を位置付け、双方の児童生徒に教育的効果があるように進めることが必要である。

＜交流及び共同学習を進める上での留意点＞

・一人一人の目標を明確にし、その児童生徒に応じた課題を設定する。
・交流及び共同学習を優先するあまり、特別支援学級で展開している授業の一部を抜けて交流学級へ行くことなどは望ましくない。
・交流学級担任等と適宜情報交換を行い、効果的な交流及び共同学習となるよう一人一人に合った指導支援体制を工夫する。どのように指導・支援をすればよいのか関係職員でよく話し合い、共通理解のもとに実施する。
・交流及び共同学習の内容・時間・回数などは、児童生徒の変容等を把握しながら成果や課題を踏まえて、柔軟に修正する。

５　特別支援学級における評価

（１）教育課程の評価と改善

個別の指導計画に基づいた指導により児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に評価し、その集約や分析をもとにして次年度の教育課程改善に反映させることが大切である。

学習の評価においては、あらかじめ到達度を決めて、減点法で行う方法は好ましくない。課題を達成できた点や学習で身に付いている点に注目し、肯定していく加点法での評価を心がけなければならない。

（２）指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、外部に対する在学の証明等になる原簿としての性格をもつものである。様式は各学校の設置者が定め、記入上の注意等も設置者から各学校に示される。

特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて編成している各学級の教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式あるいは一部を変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にしたりして使用する場合がある。

＜特別支援学級の指導要録の取扱い＞

小・中学校及び義務教育学校の設置者である市町教育委員会において、特別支援学級用の指導要録の様式を定めている場合はこれに沿って記載し、特別な定めがない場合は通常の学級と同様の様式を使用して記載する。

学籍に関する記録の学級の欄については、その在籍する特別支援学級の学級名を記載し、学級担任者氏名欄については、担任名を記載し押印する。通常の学級と特別支援学級間の異動があった場合は、引き続き同じ用紙を使用して記載する。

また、指導の記録に関しては、各教科等の評定が難しい場合等は適宜文章表記などの工夫をして記載する。要録は通常の学級と一緒に綴って保存することが望ましい。

なお、特別支援学校の学習指導要領を参考とした場合の様式例については、県教育委員会が作成した「新しい評価の考え方及び指導要録の様式・解説」（令和元年１２月）に示してあるので、必要に応じて市町教育委員会で様式を定めるときの参考とする。

（３）通知表

通知表は、各校が学期ごとや年度末に児童生徒の学習をとおした成長と学校生活の状況を保護者や本人に連絡する文書である。通知表は各校において作成されるものであるが、特別支援学級の場合、各学級の教育課程に基づいて学級独自の様式を定め、個々の児童生徒に応じた内容で作成することが望ましい。

通知表の様式は、指導のねらいや評価の観点が示されていれば、○×式で記述してもよいが、受け取った保護者や児童生徒が、障害の状態を改善・克服し、前向きに努力しようという意欲がわくような内容であることや具体的で家庭における指導に活用できる記述であることが望ましい。

また、通知表は、保護者に向けて書くものではあるが、中学生の場合は、生徒自身も理解できるような文章表現にする配慮も必要である。

Ⅲ　通級指導教室

１　通級による指導

通級による指導は、学校教育法施行規則第１４０条及び第１４１条に基づき、通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場である通級指導教室で行う教育形態である。【図６】

なお、通級による指導については、別に長崎県教育委員会が定めた「通級による指導実施要綱（Ｐ３０参照）」により実施する必要がある。

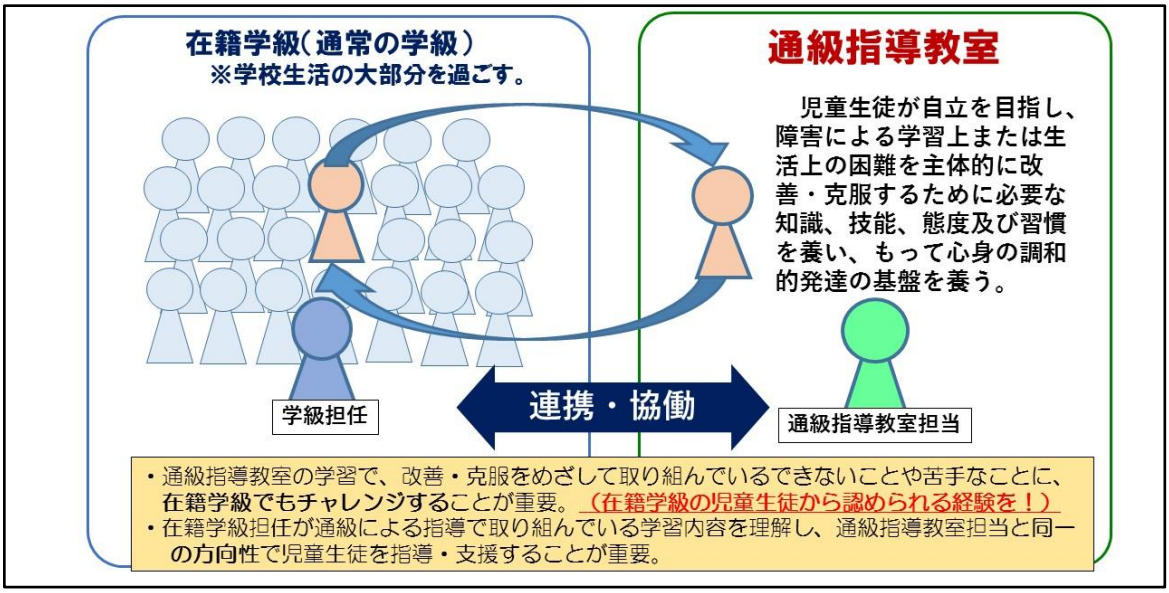

【図６】在籍学級と通級指導教室

＜通級による指導に関する法令上の規定＞

【学校教育法施行規則第140条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに当該する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第207条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一　言語障害者　　二　自閉症者　　三　情緒障害者　　四　弱視者　　五　難聴者
六　学習障害者　　七　注意欠陥多動性障害者
八　その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【学校教育法施行規則第141条】

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

2　通級による指導の対象

通級による指導の対象となる児童生徒については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」(25 文科省初第 756 号平成 25 年 10 月 4 日付け)により、次のように示されている。

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察や検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

①障害の種類及び程度

ア　言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ　自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ　情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ　弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ　難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ　学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ　注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク　肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

②留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

ア　学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ　通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ　通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で指導を受ける場合や巡回による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ　通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に当該する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に当該する児童生徒を指導することができること。

オ　通級に指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ　通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ　学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

知的障害については、その障害の特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意する。

3　通級による指導の教育課程

（1）教育課程の編成

通級による指導を受ける児童生徒に対しては、小・中学校及び義務教育学校の教育課程の定めにかかわらず、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるようになっている。（学校教育法施行規則第140条）

（2）教育課程編成の基本的な考え方

＜特別の教育課程＞

通級による指導における特別の教育課程とは、小・中学校学習指導要領（第１章総則第５の２の（１）のウ）に次のように示されている。

ウ　障害のある児童・生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示されている自立活動の６区分２７項目の内容を参考とし、児童生徒一人一人に障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。（Ｐ４参照）

また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるとされているが、その場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であると明確に位置付けられている。

＜他校通級による指導＞

児童生徒が在籍校以外の小・中学校及び義務教育学校又は特別支援学校の小学部・中学部において、特別の指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校及び義務教育学校の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている。

このように児童生徒が他校において指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校及び義務教育学校の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

なお、基本的には、通学時間を通級による指導の時間に含めることはできない。指導時間に数えられるのは、実際に指導を受けている時間に限られる。

また、保護者との面談、在籍校の担任等との連絡、ケース会議等は、指導時間に含めることはできない。

＜巡回による指導＞

他校の通級による指導担当教員が行う巡回による指導を受ける場合にも、当該児童生徒が在籍する小・中学校及び義務教育学校の校長は、これらの指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている。

このように児童生徒が巡回による指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校及び義務教育学校の校長は、当該の特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

＜授業時間数＞

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間３５単位時間から２８０単位時間（週８時間上限）までと定められている。

また、平成１８年度から通級による指導の対象となった学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月１単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間１０単位時間から２８０単位時間までとなっている。（平成１８年3月３１日付け１７文科初第１１７７号「学校教育法施行規則の一部改正等について」による）

なお、特別の教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害状態に応じた特別の指導を、小・中学校及び義務教育学校の教育課程の一部に替えたり、場合によっては加えたりすることができるが、通級による指導の時間を全て加えるようなことがあると、小・中学校及び義務教育学校の標準時数から考えて、児童生徒の負担過重になる場合があるので、気を付けなければならない。

＜指導内容＞

指導内容を決定する上で最も大切なことは、児童生徒の実態把握である。実態は、学校での様子だけでなく、家庭での様子など幅広く把握する必要があり、その実態から、課題を抽出し、児童生徒の自立に向けた指導目標を設定する。そして、自立活動の内容である６区分２７項目の中から、指導目標を達成させるために必要な項目を選択し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

（3）指導の留意点

実際に児童生徒に対して指導する際、児童生徒の特性に応じた指導方法を選択することが大切である。また、指導の評価を適切に行うことで、児童生徒の実態や特性がより詳しく把握できることも多い。そのことが、指導内容や指導方法の改善につながるだけでなく、学校や家庭での生活をスムーズに送る支援の手がかりにもなる。

また、指導を通して児童生徒の得意な面を伸ばすことが、児童生徒の自己肯定感を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲につながる。そのために、児童生徒に対して、頑張りや向上したことを的確に称賛し、自己肯定感を高めることが大切である。

＜在籍学級担任、保護者との連携＞

①在籍学級担任との連携

児童生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が通常の学級においても波及することを目指すことが重要である。なぜなら、児童生徒は、通級による指導によって獲得したスキルを生活の中で何度も使ううちに、身に付けていくからである。

また、在籍学級の担任から児童生徒の学級での様子を知らせることは、通級による指導の内容を設定する上で大きなヒントになったり、学習したスキルが児童生徒に身に付いているかを知ったりすることにつながる。

他校通級の場合や打ち合わせの時間がないなど在籍学級担任と通級指導担当者の情報交換が難しい場合は、指導記録簿の回覧や指導ノートのやりとり等の工夫がある。

②保護者との連携

保護者との連携も重要である。なぜなら、児童生徒の育ちの過程を一番よく知っており、学校での児童生徒への称賛に加え、保護者からも称賛があることで、児童生徒の自己肯定感をさらに高めることができるからである。

ケースによっては、学校と家庭で児童生徒の様子が異なる場合もあるので、児童生徒の全体像を把握するためにも保護者との連携は不可欠である。保護者との連携を深めていくために、定期的な面談や必要に応じた面談を重ねることが必要である。

また、児童生徒の実態を保護者と細やかに共有することは、保護者の子どもの障害に対する理解を深め、その後の児童生徒の成長や変容に合った適切な学習の場の選択にもつながる。

当然のことであるが、面談で得た秘密については、守秘義務があることにも留意する。

【定期的な面談の例】

○１学期後半の面談 ……学級担任、通級による指導教室担当者、保護者
- 児童生徒の様子の情報交換
- 学校、家庭における目標の共有
- 個別の教育支援計画の目標の設定
- 個別の指導計画の目標の確認

○学年末の面談 ……学級担任、通級による指導教室担当者、保護者
- １年間の振り返り
- 個別の教育支援計画に関する取組の共有
- 個別の指導計画の評価の伝達
- 来年度への申し送り

＜理解啓発＞

通級による指導の効果を高めるためには、通級による指導を受けている児童生徒の在籍校の教職員や在籍学級の児童生徒の通級による指導に対する理解が必要になる。通級指導教室だよりを発行したり、授業参観を計画したりすることを通して、在籍校の教職員の通級による指導に対する理解を促してくことが大切である。

また、在籍学級の児童生徒に対しても、発達段階に応じて通級指導教室での学習の内容やねらいについて話し、通級による指導についての理解を促すことも必要となる。

（4）指導要録の取扱いについて

通級による指導を受けている児童生徒については、学習の状況を総合的に捉えるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、【通級による指導を受ける学校名】【通級による指導の授業時数】【指導期間】【指導の内容や結果】等を記入する。

なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が、通級指導教室担当者が作成する指導の記録に基づいて行う。

他校において通級による指導を受けている場合や巡回による指導を受けている場合には、当該学校の通級指導教室担当者から通知された指導の記録に基づいて記入する。

引用および参考文献

○「改訂第３版 障害に応じた通級による指導の手引」●解説とQ&A●（文部科学省著編）
○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイドブック（文部科学省）
○「特別支援学校小学部児童指導要録中学部生徒指導要録高等部生徒指導要録
―作成の手引―」（県教育委員会）
○「教育支援資料」（文部科学省）
○「小学校学習指導要領解説－総則編－」（文部科学省）
○「中学校学習指導要領解説－総則編－」（文部科学省）
○「特別支援学校学習指導要領解説－総則等編－」（文部科学省）
○「特別支援学校学習指導要領解説－自立活動編－」（文部科学省）
○交流及び共同学習ガイド（文部科学省）

資料

公立小学校、中学校、義務教育学校における通級による指導実施要綱

長崎県教育委員会

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく通級による指導の実施及び第 141 条の規定に基づき他校通級による指導を行う場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（通級による指導の定義）

第２条　本要綱の通級による指導とは、小学校、中学校、義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導が必要な者（以下「通級児童生徒」という。）に対して、小・中学校等における特別の指導の場（以下「通級による指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導（以下「特別の指導」という。）をいう。

（対象児童生徒）

第３条　前条に規定する通級児童生徒とは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある児童生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1178 号初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に当該する児童生徒について」及び平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について」に定めるところによるものとする。

（通級による指導教室の設置）

第４条　通級による指導教室の設置については、別に定める令和２年２月 21 日付け 31 教義第 492 号義務教育課長通知「特別支援学級等の設置基準について」によるものとする。

（通級による指導の形態）

第５条　通級による指導の形態は、次によるものとする。

（１）自校（小・中学校等）に設置されている通級による指導教室での指導

（２）同一市町内における他の小・中学校等に設置されている通級による指導教室での指導

（３）他の市町の小・中学校等に設置している通級による指導教室での指導

第６条　通級による指導教室設置校（以下「設置校」という。）の校長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、通級による指導の担当教員（以下「通級担当教員」という。）を、通級による指導を実施する他の小・中学校等へ派遣して指導させる（以下「巡回指導」という。）ことができるものとする。

２　前項の規定により巡回指導を行う通級担当教員は、通級による指導の兼務または兼業の発令を受けて業務に従事するものとする。この場合の取り扱いは、別に県教育委員会が定める「小・中学校教諭等の兼務・兼業発令実施要項」によるものとする。

（通級による指導の実施）

第７条　通級による指導教室を設置する市町教育委員会（以下「設置市町教育委員会」という。）は、通級児童生徒（就学予定者を含む。）の決定、指導の開始・終了・中止についての対応を適切に行うものとする。

２　市町教育委員会は、他の市町の小・中学校等での通級による指導の必要がある児童生徒（就学予定者を含む。）がある場合は、当該設置市町教育委員会と十分に協議するものとする。なお、通級による指導の実施の決定については、当該設置市町教育委員会の判断によるものとする。

３　通級児童生徒の指導の開始・終了・中止に係る文書については、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会が管理するものとし、県教育委員会に届け出る必要はないものとする。

（教育課程）

第８条　通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 条に規定する特別の教育課程によるものとする。

第９条　通級による指導教室に通級する児童生徒が在籍する小・中学校等（以下「在籍校」という。）の校長は、通級児童生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該児童生徒の教育課程に加え、又は一部に替えることができるものとする。

第１０条　在籍校の校長は、通級児童生徒が、他の小・中学校等の通級による指導教室において受けた授業を、在籍校における特別の教育課程に係る授業とみなすことができるものとする。

第１１条　設置校の校長は、年度当初に通級による指導教室の教育課程を編成し、当該市町教育委員会を通じて、県教育委員会に届け出るものとする。

２　特別の教育課程の編成については、別に長崎県教育委員会が定める「特別支援学級及び通級による指導教室教育課程編成の手引き」を参考にするものとする。

（指導内容・授業時数）

第１２条　通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

第１３条　特別の指導の授業時数は、年間 35 単位時間（週１時間）から 280 単位時間（週８時間）までを標準とする。また、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間 10 単位時間（月１時間）から 280 単位時間（週８時間）までを標準とする。

２　通級児童生徒に係る週当たり授業時数は、当該児童生徒の障害の状態を十分に考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

（通級担当教員の指導時間）

第１４条　設置校の校長は、通級担当教員の指導時間を適切に定めるものとする。ただし、巡回指導を行う通級担当教員の指導時間については、原則通して週 20 時間を越えないものとする。

（指導要録）

第１５条　在籍校の校長は、通級児童生徒に係る指導要録を管理するものとする。この場合において、他の小・中学校等において通級による指導を受けている場合は、通級による指導実施校の記録等に基づいて必要事項を記載するものとする。

附則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。